

## 日本における中国人慰安婦の研究と運動

勝岡寛次（執筆担当）

### はじめに

これまで日本軍の慰安婦といえば、専ら韓国人慰安婦を指している場合が多く、中国人慰安婦のことが議論の遡上に上ることは、比較的少なかったように思う。

しかし 2014 年 6 月、中国が南京事件とともに慰安婦関連史料をユネスコの世界記憶遺産に登録申請すると発表した辺りから、俄かに中国人慰安婦の存在がクローズアップされるようになっていく。ただ、中国人慰安婦の実態については現在まで殆ど知られておらず、一般にも認知されていない。

ここでは、この問題に関する日中双方の研究史・運動史を踏まえた上で、文献等で確認できる中国人慰安婦 34 名の証言内容を検討し、中国人慰安婦の実態はどこまで解明されているのかを検証したい。

### 中国人慰安婦研究の起点

最初に、研究史・運動史の観点から見た中国人慰安婦（中国人女性に対する戦時性暴力を含む）の研究動向について、一言しておきたい。本報告書の末尾に「中国人慰安婦・戦時性暴力に関する日本語文献一覧」を付しているが（付表①）、本稿で使用する文献番号は、この「日本語文献一覧」の文献に依拠したことを示している。（例えば①No.1 は、吉見義明『従軍慰安婦資料集』を指すが、煩瑣に渉る場合、①は省略することもある。）

この問題に関する日本側の研究が開始されたのは、1992 年以降のことである（No.1 以降の全ての文献は 1992 年以降のものである）。他方、中国の慰安婦問題も《日本・韓国における「慰安婦」問題が報道・紹介されるなかで継起した》もので、1992 年が起点になっている（No.31）。中国の代表的慰安婦研究者である蘇智良氏が慰安婦研究を開始したのも、1992 年に「一人の日本人教授」から《日本軍の慰安婦制度は上海が発生源》と指摘されたのが端緒になっている（No.14）。

1992 年という年は、朝日新聞による慰安婦「強制連行プロパガンダ」が行われた年であり（朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告書、2015 年 2 月を参照されたい）、中国人慰安婦問題の研究と運動は、朝日による「強制連行プロパガンダ」が起点となり、これに刺激されて起ったものであった。中国人元「慰安婦」（性暴力被害者）として初めて名乗り出た万愛花が来日したのも、1992 年 12 月のことである（No.70）。

### 中国人「慰安婦」裁判の概要

しかし、中国人被害者は万愛花以外にはなかなかあらわれなかったため、日本の弁護士と運動団体が中心となって、「被害者探し」が行われた。

1994 年 10 月、「中国人戦争被害調査団」として日本から約 10 名の弁護士が北京に行き、「慰安婦」被害者、強制連行被害者、七三一部隊の被害者遺族、南京事件被害者からそれぞれ被害事実を聞き取り、《この弁護士が中心となって被害事実ごとに一九九五年八月から

順次日本政府に対する裁判を提起していった》という (No.57)。

その後、中国人慰安婦をめぐる裁判は、現在までに以下の3件 (Iは第一次と第二次がある) が提訴され、いずれも判決が確定している。(以下の原告の No.は、本報告書末尾の付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」の No. である。)

- I 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟 (第一次) : 1995.8~2007.4 (上告棄却)  
原告 : 山西省の4名 (②No.7~10)  
中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟 (第二次) : 1996.2~2007.4 (上告棄却)  
原告 : 山西省の2名 (②No.11, 12)
- II 山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟 : 1998.10~2005.11 (上告棄却)  
原告 : 山西省の10名 (②No.13, 16~24)
- III 海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟 : 2001.7~2010.3 (上告棄却)  
原告 : 海南島の8名 (②No.25~32)

最高裁判決はいずれも原告の上告を棄却し、国家無答責による原告敗訴に終わっているが、一方では地裁・高裁判決で原告の被害に対する「事実認定」がなされてしまったことも、事実である (①No.69)。

#### 慰安婦と戦時性暴力 (レイプ) の被害者は峻別する必要がある

上記裁判においても I は「慰安婦」、II と III は「性暴力被害 (者)」とするなど、概念の混乱が見られるので、最初に慰安婦の定義をはっきりさせておく。慰安婦とは、日本国内の公娼制度の延長として戦地に設けられた慰安所で、売春に従事した女性を指す言葉である。これは当時は合法的存在と見なされており、支那事変において強姦が多発したために、それを防止する必要から慰安婦を募集し、慰安所が設けられた。

他方、戦時性暴力 (強姦) は当時においても重大犯罪と見なされており、一般刑法による強姦罪が適用されていたが、陸軍は昭和 17 年 2 月、刑法を改正して戦地強姦罪を新設し、「戦地又は帝国軍の占領地に於て婦女を強姦したる者は無期又は一年以上の懲役に処す」(88 条の 2) との条文を新たに加えている。

支那事変及び大東亜戦争下における、こうした意味での戦争犯罪は、既に連合国による戦争裁判 (東京裁判及び BC 級戦犯裁判) によって裁かれ、日本もそれを受け入れることによって終結している。例えば、日本軍占領下のインドネシアで生じたオランダ人女性の強制監禁・強姦事件の首謀者であった日本軍人・軍属 11 名は、戦後、BC 級戦犯として裁かれている (スマラン慰安所事件)。

しかしながら、同時に留意すべきは、こうした戦争犯罪の事例は日本軍が組織的に関与したものではなく、あくまで一部軍人の惹き起した違法行為であったということである。その意味で、こうした「戦時性暴力の被害者」と「慰安婦」とは、明確に区別して考える必要がある。

因みに、最近慰安婦を意味するものとしてよく使われる「性奴隷」(Sex Slave) という概念も、甚だ定義が曖昧な情緒的用語である。国連のクマラスワミ報告 (1996) 以降、慰安婦は「性奴隷」であるとの誤った見解も国際社会に広がっているが、慰安婦は労働の対

価値としての金銭的報酬を得ており、前借金を返済すれば原則として自由の身になれたという点で、「奴隷」とは明確に範疇を異にする。慰安婦を「性奴隷」という曖昧な概念で、一括りにすべきではない。

#### 裏付け調査のない中国人慰安婦の「証言」は、実証的な証拠たり得ない

蘇智良氏は、陳麗菲氏との共著“Chinese Comfort Women”（オックスフォード大学出版部、2014）の中で、中国人慰安婦 102 人の「証言」を記録したとし、内 87 人は日本軍が直接「拉致」したと書いている。また、同書は蘇・陳両氏がインタビューした 12 人の中国人慰安婦の「証言」を核としたものであるが、被害者の証言はそれだけでは「事実」とは認められない。

言うまでもないことだが、慰安婦の証言は 70 年以上前の本人の「記憶」でしかなく、その証言を「事実」として立証するためには、まず何よりもそれに対応する加害者側の証言が不可欠である。また、傍証としては本人の供述を立証する物的証拠や、それを裏付ける近親者や友人・知人による証言も必要になってくる。そうした綿密な裏付け調査を欠いた、本人の一方的な供述だけでは、証拠として不十分である。

#### 中国人慰安婦 34 名の「証言」の検証

それでは、以上を議論の大前提として、中国人慰安婦の「証言」を検証すると、どうなるだろうか。

現在までに筆者が確認し得た証言者の内訳は、以下の通りである。

- ・中国人慰安婦裁判原告（1995～2001 提訴）：24 人  
（第一次 4 人・第二次 2 人・性暴力 10 人・海南島 8 人）
- ・蘇智良『慰安婦研究』（1999）所収の証言者：3 人
- ・女性国際戦犯法廷（2000）証言者：2 人
- ・石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』（2004）所収の証言者：10 人
- ・展示パンフレット『ある日、日本軍がやってきた』（2008）所収の証言者：18 人
- ・梶村太一郎・村岡崇光・糟谷廣一郎『「慰安婦」強制連行』（2008）所収の証言者：1 人
- ・蘇智良・陳麗菲“Chinese Comfort Women”（2014）所収の証言者：12 人
- ・班忠義監督映画「太陽がほしい」（2015）所収の証言者：7 人

以上を合計すると、延べ 77 人となるが、証言者はかなりの部分で重複しているため、重複分を除けば 34 人となる。（重複の詳細については、付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」を参照されたい。）

第一に言えることは、この 34 人の証言者は**被害場所の点において非常に偏りがある**ということである。34 名中 18 名 53%（②No.7～24）が山西省孟県における性暴力被害者であり、8 名 24%（No.25～32）が海南島における性暴力被害者である（付表②の「場所」欄を参照）。即ち、これまでに名乗り出た中国人慰安婦・性暴力被害者の殆ど（34 名中 26 名 76%）は、広大な中国大陸の中の二つのスポットだけに集中している。この偏りは非常に不自然であり、何故こうなるのかということが、当然問題になってこよう。（次節以降で

検討する)

第二に、証言の内容から判断して、34人の証言者の中には慰安婦もいれば、性暴力の被害者もいる(付表②の「慰安婦か性暴力か」の欄を参照)。蘇智良氏が“Chinese Comfort Women”で紹介した12名の証言者は、慰安婦が4名(No.1, 2, 4, 5)、性暴力被害者が8名(No.3, 6, 13, 16, 26, 27, 29, 33)だが、両者を全く区別することなく、一様に「中国人慰安婦」として取り上げている。しかし、前記した通り、**慰安婦と性暴力の被害者は性質が全く異なるので、分けて考えなければならない**。現に、蘇智良氏が同書の中で「中国人慰安婦」として取り上げている万愛花(No.16)は、「私は慰安婦ではない。だれが何と言おうと慰安婦ではない。私が共産党員だったから、強制連行されたのだ」(①No.98)と証言しているにも拘らず、同書では彼女のような性暴力被害者も一様に「慰安婦」と見なししている。万愛花を含む多くの性暴力被害者は「慰安婦」という言葉を嫌ったためだろう、上述の慰安婦裁判においても中国人「慰安婦」裁判(Ⅰ)とは別立てで、「性暴力被害者」の原告として提訴している(ⅡⅢ)ことから見ても、両者は峻別する必要があるにも拘らず、蘇氏は両者を同一視し、或いは意図的に混同しているとしか思えない。

また、証言者34名全体について検討すると、慰安婦と解し得るものは34名中4名12%(②No.1, 2, 4, 5)と非常に少なく、**圧倒的多数(No.3, 6~34の30名88%)が性暴力の被害者であり、「中国人慰安婦」とは言えない**。特に、上述の山西省孟県及び海南島の性暴力被害者(26名)は全員がそうである(付表②の「場所」欄及び「慰安婦か性暴力か」の欄を参照)。

第三に、**同一の証言者においても複数の証言の間に、相互に矛盾がある点**を指摘できる。例えば、周粉英(②No.2)は自分からお金を貰ったと証言している、唯一の慰安婦のケースである(証言を具体的に訳出すると、《中国人の年配の女性がいて、彼女が女性を監督し、〔日本兵から〕入場料を集めていた。この年配の女性は私たちに毎月、日用必需品を買うために1元かそこらをくれたが、このお金は十分というには程遠かった》、“Chinese Comfort Women” p.91)。ところが、同人は別の場所では《お金を受け取ったことは一度もありません》(①No.39, 13頁)と、全く矛盾する証言をしている。

慰安婦の証言は、それだけでは「証拠として不十分である」と前に言ったのは、このように相互に矛盾する場合が有り得るからである。周の場合も、蘇氏に対してはお金を貰っていたことを具体的に証言しながら、別の場所では一度も貰わなかったと証言しているのは、被害を強調するために、意図的にお金は貰わなかったことにしたのだろうか。その意味で、慰安婦もしくは性暴力被害者の「証言」は、それだけでは「事実」と認定することは出来ない。

以下、第一に指摘した地域的な偏りの原因を考えるために、山西省孟県と海南島における性暴力被害の背景について、それぞれ検討する。

### 山西省孟県における性暴力被害の背景

山西省孟県の性暴力被害者18名(②No.7~24)の証言は、いずれも日本軍に拉致・連行され、長期間にわたり監禁された上で拷問・強姦を受けたという悲惨なものだが、彼女たちが被害にあった一番の理由は、この地域が共産ゲリラの拠点に近く、八路軍(共産党

軍)との関係を疑われたためだった(No.9~12, 15~16, 21の7名がそのことを証言している)。一番典型的なのは万愛花(No.16)の場合で、「私が共産党員だったから、強制連行されたのだ」と自ら証言している(①No.99)。

日本軍が孟県県城を占領したのは昭和13年1月のことだが、孟県のすぐ北の五台山は直前の昭和12年10月まで八路軍が司令部を置き、共産ゲリラの根拠地となっていた。昭和15年8月と9月には共産ゲリラに急襲されたこの地域の日本軍が大きな被害を受け(所謂「百团大戦」)、日本軍はその報復として「共産軍ヲ徹底的ニ壊滅セシメン」として晋中作戦を発動する。

しかし、広大な中国大陸に対して日本軍の投入できる兵員数は限られており、小兵力の分遣隊を各地に分散配置する以外になかった(高度分散配置)。こうして各地に小兵力が分散すると、憲兵はおろか上官の目さえ届かない中で、特に古参の下士官兵を中心に軍紀が弛緩し、戦争犯罪の温床になった地域も、一部にはあったようである。このことは北支那方面軍司令部も認識しており、「軍紀振作ノ対策ニ就テ」(昭和17年12月)という文書の中で、次のように述べている。

《一部ニ在リテハ建軍ノ本義ニ悖リ軍紀ヲ破壊スル悪質犯、…強姦犯、掠奪犯等最モ忌ムヘキ犯罪依然トシテ多発シ…、寔ニ寒心ニ堪ス》。

前記した陸軍刑法改正による戦地強姦罪の新設(昭和17年2月)も、かかる前線の状況に即応したものだ、と言えるだろう。

山西省孟県の性暴力被害者の多くは、日本軍の兵士によって山上のトーチカ(砲台)やヤオトンと呼ばれる洞窟に拉致連行され、連日強姦や拷問が繰り返されたこと、身代金を払ってやっと解放されたことを、一様に証言している。これについては、石田米子・内田知行両氏による詳細な聞き取り調査があり、被害者側の証言を丹念に記録するとともに、その背景を究明している(①No.82)。

これに対して、加害者側(元日本兵)の証言は圧倒的に少ないのだが、孟県を警備した固兵团衛生兵の松本栄好氏は、次のように証言する。

《ある日、例のごとくに討伐に出かけた。いつもは集落を急襲しても、いるのは鶏と豚ぐらいであるが、その日はどうしたことか逃げ遅れた人たちがいた。そこで、七、八人の女性たちを捕らえて陣地に連れてきて、兵舎の中に監禁したことがある。(中略)

隊長は叩き上げの曹長で、なかなかの人物と私は見受けていた。しかし、どんな人格者の隊長といえども、その兵隊たちの行動を阻止することはできないのである。

兵隊たちの中には、万年上等兵と言われている、いわば兵隊のごろつきがいる。(中略)

一応、軍律はあるのだけれども、前線ではあってもないのと同じである。(中略)

隊長は、こういうごろつき兵隊をうまく取りまとめていかなければならない。そして、こういう連中がいわゆる「戦果」をあげるのである。中国の人たちを捕らえること、捕らえた者を殺すこと、女であれば犯すこと、そういうことを、ちょうど猟師が獲物をしとめたときに覚えるような快感をもってやる。こうなったら、もうどうしようもないのである。

私は、その女性たちの性病検査をやらされた。そして兵隊たちに、注意しろよと言いながら医務室に山ほどあったコンドームを配布した。今思うと、拒否すべきことだったと思うが、拒否できなかったというより、拒否しなかった。性病予防は衛生兵の仕事だ

からである。(中略)

一週間ほど経って、隊長は兵隊たちを集めて言った。「もうよかろう。帰そう」と。そして、その女性たちを解放して、その代わりに村長に言いつけて、性を売ることを仕事としている二人の女性を兵舎に入れた。その女性たちの性病検査も私の仕事だった。これが、上社鎮の分遣隊で私たちが、否、私が実際に行ったことである》(No.95)

上記の監禁・レイプについては、松本氏が実際に目撃した事実かどうか、疑問も残るが(別の証言では松本氏は、レイプ等の戦争犯罪を目撃した事実は「ありません」と答えている。No.98)、この証言の中で寧ろ注目すべきは、監禁・レイプされた女性を一週間後には隊長が「解放」し、その代わりに慰安婦を兵舎に入れていることである。監禁・レイプは犯罪だという意識が、隊長にはあったからこそ、彼女たちを解放し、合法的存在であった慰安婦に代えたのだろう。

しかし、共産ゲリラと直接対峙する最前線である分遣隊には、慰安婦は通常はいない。山西省で宣撫官をしていた青江舜二郎の回想には、次のようにある。《現地に日本人娼婦が“配給”されることはほとんどなく、何ヶ月に一度わずか四、五日の滞在で朝鮮の女たちがトラックではこぼれて埃っぽくやって来る。それがまるで文字通り“天女”のようであった。》(青江舜二郎『大日本軍宣撫官』)

では、慰安婦を「調達」できない場合にはどうするのか。山西省上社鎮の住民から聞き取り調査をした前掲の石田米子は、同地における「女性の被害」について、次のようにまとめている。《日本軍はここに入ってくると、鎮の中街に朝鮮人「慰安婦」十数人を連れて来て「慰安所」をつくった(百団大戦の前)。彼女たちは百団大戦で日本軍と一緒に撤退、その後はそのような施設はつくられなかった。百団大戦前の日本兵は紀律がわりあいあって、あまりひどいことはしなかったが、再占拠してから野蛮になった。女性を拉致して砲台に連行することはその頃から始まった。》(No.84)

以上から解ることは、次のようなことである。慰安所と慰安婦の存在は、確かに強姦の抑止・軍紀の維持に有用だった。だが、慰安婦がいなくなると軍紀は低下し、女性の拉致・連行が常態化した、というのである。

だが、慰安婦がいなくなった全ての分遣隊で、こうした監禁・レイプが常態化していたのかといえば、どうもそうではないようだ。当時山西省遼県の分遣隊にいた近藤氏は、昭和18年の河北作戦(春季太行作戦と思われる)に参加した際、自らも一度だけ輪姦に加わったことを証言しているが(No.84, 87)、女性の監禁については、近藤氏の記憶にもない。近藤の聞き取り調査を本にまとめた青木茂は、次のように書いている。

《近藤の所属する部隊にもたくさんの分遣隊があったが、女性を「慰安婦」として監禁している隊はなかったと考えている。「慰安婦」や強姦・輪姦のようなことは、部隊や指揮官により、また地域や時期により、やり方がまったく異なるようだ。》(No.87)

近藤はこの点について、次のように指摘している。

《軍隊というのは場所や入った部隊、またその入った年代、時期によってガラッと違ってきます。》

《中隊長が違いますと、部下の兵隊の性質が違ってきます。》(No.84)

強姦や拷問などの残虐行為が行われるかどうかは、中隊長が率先してそれを行うかどうかによって決ったことは、山東省で衛生兵をしていた桑島節郎氏が、次のように証言して

いることから解る。

《〔昭和十九年〕六月四日、討伐隊が寒里東方の東公留蜜村で五名の若い女性を捕えた。いずれも二十歳前後、山奥にはめずらしい断髪でインテリ風、一見して八路軍側の女子工作員と思われた。柏崎中隊長なら、ウムをいわず即座に裸にして拷問をくわえるところであるが、小川中隊長はそういう手荒なことはしない。しばって中隊に連行したのみであった。

中隊長が残虐行為をしなければ、部下もやらない。第一中隊は〔柏崎中隊長の転任で〕小川中隊長になってから、すっかりおとなしい中隊になってしまった。三光作戦といい住民殺害といい、これはやはり、第一線の指揮官である中隊長が先頭きってやらなければ、行なわれなかったということがいえよう。》（桑島節郎『華北戦記』）  
第一線における軍紀の維持は、上に立つ人間次第というところが、多分にあったのだ。前掲の近藤氏は又、次のようにも言う。

《そもそも私らの中隊では、将校よりも下士官のほうが威張っていました。独混四旅〔独立混成第四旅団〕の中隊将校は、ほとんどが幹部候補生あがりだったから、「このインテリが、娑婆では威張っていられても、軍隊では星の数よりメシの数がものをいうんだ」ということで、馬鹿にしていたんです。》

《分遣隊には普通は少尉が隊長である将校分遣と、下士官が隊長をする下士官分遣があって、将校分遣は大体統率がとれているのですが、下士官分遣は下士官や古年兵のやりたい放題です》（No.87）

「ごろつき兵隊」の「やりたい放題」は、下士官分遣の場合に起りがちであったと言えるだろう。

このようにレイプや監禁は、広大な中国大陸の何処でも起っていたわけではない。

第一にそれは、八路軍と日本軍がせめぎ合う（従って憲兵の監視の目が届かない）最前線でのみ起り得た、特殊なケースだったと言える。第二に、最前線であっても、中隊長がしっかりしている場合には、軍紀は厳正に保たれ、強姦や監禁などの不法行為は起らなかった。第三に、《将校よりも下士官の方が威張って》いて、《どんな人格者の隊長といえども、兵隊たちの行動を阻止することはできない》ような場合に、部下の横暴を上官が制止できず、結果的にレイプや監禁が野放し状態になる場合があった。しかしこれらは何れも、本来なら戦地強姦罪を適用すべき、明白な戦争犯罪である。

前記の石田・内田氏は、《孟県の事例は、特殊例ではなくて広範に発生した現象の代表例である》と、さしたる根拠もなく述べているが（No.82）、どうしてそんな断定が出来るのか。山西省孟県で起った性暴力は、上記のように幾つもの要因が重なって起きたと考えられる特殊なケースであって、合理的な理由もなく、こうした特殊事例を一般化すべきではない。広大な中国全土で同様のことが起っていたなどという証拠は、何処にもないのである。

### 海南島における性暴力被害の背景

次に、海南島における性暴力被害の背景を検討したい。

日本軍が海南島を占領するのは昭和14年2月のことだが、ここは元々抗日勢力の非常に強いところで、共産ゲリラ（遊撃隊）による抗日闘争に、日本軍は絶えず悩まされるこ

とになる。海南島を占領統治した海軍は、「Y作戦」と呼ばれる軍事作戦を、占領期間中に9度も発動しているが、度重なる軍事作戦遂行にも拘らず、「敵勢力」は一向に衰える兆しを見せなかった。『海南警備府戦時日誌』によれば、「敵勢力」は昭和17年6月時点では約1万人とされているが、漸次増加し、昭和19年3月時点では「全島のニ共産党ノ組織拡大化ヲ図リツヽツアリ」という情勢で、「敵勢力」は1万5千人を超える趨勢にあった。

そのような中で、昭和17年6月の「Y6作戦」では「作戦実施上支障無キ限り努メテ民家ノ焼打等ハ実施セザルコト」としていたのが、同年11月の「Y7作戦」になると「共産部落ハ之ヲ清掃ス」「敵匪ト通ゼシ者ハ嚴重処分ス」というふうに変化する。典型的な村人の証言に、次のようなものがある。

《この村は共産党の遊撃隊の活動が活発で、(中略)日本軍は若い男を見ると、遊撃隊と見なして捕まえた。日本軍には望楼を造るために水汲みなどの仕事をさせられた。その望楼を遊撃隊が襲撃して、日本兵13名を殺したことがある。》

《遊撃隊による望楼への襲撃の後、日本軍はこの襲撃に対する報復として白砂村を襲い、すべての家を焼き払った。》(No.109)

これは「百团大戦」後の晋中作戦と同じであり、海南島の情況は山西省孟県と酷似していた、と言えるだろう。こうした背景の下で孟県同様、憲兵の目の届かない最前線にいる兵士の軍紀の弛緩から、戦時性暴力が日常化していた可能性も考えられる。

海南島の性暴力被害者8名(②No.25~32)の証言を見ると、日本軍によって拉致・監禁され、長期間にわたり強姦を受けたという事例が大部分だが、これとは別に、レイプした日本兵が後で「処刑」された、という村人の証言もある。

《昨年亡くなった女性は、当時日本兵に乱暴され、乱暴されたとき染料を日本兵の服になすりつけた。その日本兵はその後上司に罰として処刑された。それはおそらく強姦したためというよりも、軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑されたのではないか。》(①No.109)

軍服を染料で汚したぐらいで、処刑される筈はあるまいから、この兵士は《軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑された》のではなく、軍服に染料がついていることを上司に見咎められ、強姦が発覚して処刑された、と解する方が自然だろう。

また、海南島の被害者4人を取材した班忠義氏は、次のような興味深い指摘をしている。

《四人には被害場所や相手の階級に違いはあるけれど、「奉仕」する相手が固定した個人であること、報酬のないこと、「上」(本部)から「慰安婦」が来るときに限って二、三日休ませてもらえることなど、いくつかの共通点があった》(No.103)

このことは、彼女たちが軍の公認する「慰安婦」ではなく、性暴力の被害者だったことを如実に示すものである。彼女たちは、軍公認の巡回慰安婦が派遣されたときに限って、休ませてもらえた——換言すればそれは、軍紀に違反することを承知の上で、軍上層部の関知しないところで秘かに行われていた(発覚すれば、当然処罰の対象となる)戦争犯罪だったのである。

海南島の場合、日本兵は数人でグループを組み、一人を見張り役に立たせた上で、強姦乃至輪姦に及んでいる事例も多い。例えば、黄有良(②No.26)は《門を警護する兵士がいつもいて、彼らは私たちをどこにも行かせなかった》と言い("Chinese Comfort Women", p.128)、林亜金(No.29)は《ドアは二重鍵になっていて、いつも日本兵が外に立って家

を警護していました》《普通は3, 4人の兵士が私の部屋に一緒に来ました。その内の一人がドアを見張っていました》と証言している (ibid., p.137)。犯罪であることを、日本兵自身が自覚していた証拠、と言わざるを得ない。

海南島については、元日本兵の証言は皆無で、被害者側の証言しか出てきていないが、山西省孟県の場合と同じく、これは上官や憲兵の目の届かないところで起った、例外的な戦争犯罪と見なさざるを得ない。海南島戦時性暴力損害賠償請求訴訟の二審判決 (2009) は、《日本軍の正規の命令や作戦活動及び占領政策から行われたものであることを認めるに足りる正確な証拠はないと言わざるを得ず、これに関与した日本軍人が作戦活動から離れて、又は作戦活動とは別に何らの権限や正規の命令に基づかず、自らの性欲を満足させるために行ったものと推認される》としたが、妥当な判断であろう。

### 中国人慰安婦の数の問題

最後に、蘇智良氏の指摘する慰安婦の総数「40万人説」、中国人慰安婦「20万人説」について、その誤りを指摘しておきたい。

蘇智良氏のこうした見解は、氏の『慰安婦研究』(上海書店出版社、1999)で初めて公表されたものだが、計算式の根拠が極めて薄弱である。慰安婦の総数「40万人説」は、正確には「36万人～41万人」とするものだが、それは次のような計算式に拠るものである。

まず、当時の日本兵総数を300万人として、これを29で割る。29というのは兵士29人につき1人の割合で慰安婦がいたという意味で、慰安婦と兵員の適正比率を指す。《当時、「ニクイチ」という言葉がかなり流通していたようである》という吉見義明氏の見解(① No.1 解説)に基いたものようだが、それが正しいという根拠は何処にもない。現に吉見自身が適正比率100でも計算しているし(No.4)、適正比率を50で計算する研究者(秦郁彦1993)もいれば、150(板倉由明・秦郁彦1999)で計算する研究者もいる。

次に、これに慰安婦の交代率(回転率)3.5～4を掛ける。交代率というのは、病気・死亡・廃業などによる慰安婦の入れ替りの度合のことだが、これも研究者によって異なり、交代率を1.5で計算する研究者(秦郁彦・吉見義明)もいれば、2で計算する研究者もいる(吉見義明)。交代率3.5～4という極端に高い数字は、蘇智良氏だけである。

こうして得られた数字が、36万人(交代率3.5)乃至41万人(交代率4)という慰安婦の総数になるのだが、ここから中国人慰安婦20万人がどのようにして導き出されるかという点、朝鮮人慰安婦14万2千人という説に依拠して、単純に慰安婦総数からこれを差し引いただけのようである。慰安婦には日本人も相当数含まれており、秦郁彦氏によれば、中国人は元より、朝鮮人よりもその数は多かった由である(No.9)。しかし、蘇氏はその最大数いた筈の日本人慰安婦を計算に入れることを、完全に失念してしまっている。いかにデタラメな計算でしかないか、ということである。

その上、蘇氏が依拠した朝鮮人慰安婦「14万2千人説」は、かつて荒船清十郎という代議士が「勝手にならべた数字」に過ぎず、蘇氏の中国人慰安婦「20万人説」は、アジア女性基金からも次のように批判されている。《蘇智良氏もこの荒船発言を知り、これに依拠して、朝鮮人慰安婦が14万2000人いたとすれば、36万、ないし41万の慰安婦総数のうち、中国人慰安婦は20万人にのぼると結論しています。これも荒船発言に誤導された推論だと考えられます》(「慰安所と慰安婦の数」、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」)

より)

日本側研究者で、蘇智良氏の主張するような膨大な数の慰安婦に言及する学者は、誰もいない。吉見義明氏は慰安婦の総数について、「一定期間の監禁・強姦のケースを除くと、最低でも5万前後、それを含めると5万を相当上回る」とするが(No.40)、中国人慰安婦の数については特に言及していない。秦郁彦氏は、慰安婦の総数は「多めに見ても二万人前後」、中国人を含む「現地人」はその内の三割(6千人)程度としている(No.9)。蘇氏の主張する中国人慰安婦「20万人説」とは、雲泥の相違がある、と言わねばならない。

## おわりに

以上から判ることは、中国人慰安婦の研究は非常に歪められた形でしか行われていない、ということである。

蘇智良氏の研究に典型的なように、中国側の研究は慰安婦と戦時性暴力の被害者を同一視もしくは意図的に混同したものが多く、「中国人慰安婦」の証言といっても、その圧倒的多数は、当時であっても戦争犯罪であった戦時性暴力の被害者の事例でしかない。

日本側研究者の中には、両者を明確に区別している者もいる。例えば、前記の石田・内田両氏は、山西省のような《前線の農村地帯の戦時性暴力は、「慰安所」型と南京型〔攻略時集団強姦型〕の中間型》であり、《孟県における性暴力被害は、「慰安所」「慰安婦」ではその実態をとらえきれない》と指摘している(①No.82)。

とはいうものの彼らの研究は、基本的に戦時性暴力の被害者の「証言」のみに依拠しており、現地調査を何度も行って証言の「裏を取る」努力はしているものの、果してそれが日本軍による組織的犯罪なのか、それとも一部兵士による逸脱行為なのか、中国全土で同様のことは起っていたのか、それとも特殊な例外的事象に過ぎないのかといった点の検証は、全く行っていない。ましてや、性暴力以外の中国人慰安婦の研究については、殆どお手上げ状態と言ってよい。この点については、《まだまだ全体像の見えない実態があることだけは自覚しておかなければならない。》(No.82)と彼ら自身も認めている通りである。

それにしても、戦時性暴力の被害者が山西省孟県と海南島にばかり集中している理由は何なのだろうか。この点の究明が、先行研究では明らかに疎かにされている。前述の通り、この両地域は日本軍が共産ゲリラと直接対峙せざるを得なかった、特殊な地域だった。同様の地域は、他にもあったのだろうか。

日本軍は河北・山西省を「敵性地区」(抗日根拠地)・「准治安地区」(抗日遊撃区)、「治安地区」(被占領区)の三つに分けていたが、「准治安地区」と「治安地区」では、性犯罪の発生率に大きな違いがあったようである。

《「准治安地区」において中国女性にとって受難であったのは、強姦・輪姦被害が多かったことである。同区においては、被害者側が日本の憲兵に訴える可能性があったので、「死人に口無し」の言葉どおり、証拠隠滅をする心理から、強姦・輪姦後に殺害してしまうケースが多かったのである。「治安地区」では、日本軍当局によって婦女陵辱行為は厳しく禁止され、日本兵の側でも同区では強姦はまかりならないと自覚していたから、河北省の「治安地区」にある都市においては、…組織的な性犯罪はほとんど行われなかった。》(No.7)

つまり、日本軍の性犯罪が多発したのは、憲兵による治安が行き届かない、八路軍と直接もしくは間接的に対峙していた地域（准治安地区・抗日遊撃区）に限られることが、ここからは窺える。中国の性暴力被害者のカミングアウトが山西省孟県と海南島に集中しているのは、このことと恐らく無関係ではあるまい、と思われる。

韓国人慰安婦裁判（1991 提訴）と朝日新聞の「強制連行プロパガンダ」（1992）に刺激される形で、この両地域には 1994 年以降、日本人が大挙して押し寄せ、原告探しをした。その結果、性暴力被害者の発掘が進んだという事情もあるだろう。しかし、このことは逆に言えば、中国全土で慰安婦を探し回っても、結局山西省と海南島でしか、原告になりそうな「玉」は見当らなかった。それも慰安婦ではなく、戦時性暴力の被害者しか見つからなかった、ということなのである。

こうして、中国人女性に対する元日本兵の性暴力が大きくクローズアップされ、今日に至っているが、多くの研究者はこうした戦時性暴力を「一部兵士の軍紀逸脱行為によるもの」とは見えていない。《軍の作戦に基づいた組織的なもの》（No.74）であり、《まぎれもなく日本軍の作戦それ自体が引き起こしたもので…個別の不良兵士が私人として犯した偶発的な事件では決してない》（No.82）と結論づけているのが現状である。だが、果してそれは公正な態度と言えるのだろうか。

日本側の研究者は、中国側の政治宣伝に過ぎない「三光作戦」を鵜呑みにし、山西省における八路軍の「燼滅掃討」を目指した前述の晋中作戦を、組織的な「ジェノサイド」であったと喧伝する（No.26）。しかし、日本軍の『晋中作戦戦闘詳報』にある以下のような注意事項は、故意に無視して報じないのである。

《無辜ノ住民ヲ苦マシムルハ避クヘキモ 敵性顕著ニシテ敵根拠地タルコト明瞭ナル部落ハ 要スレハ焼却スルモ亦止ムヲ得サルヘシ

但シ此ノ場合ニアリテモ 虐殺掠奪ニ類スル行為ハ厳ニ戒ムルヲ要ス》

（「討伐隊ニ与フル注意」）

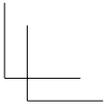
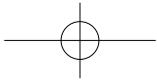
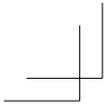
この「虐殺掠奪ニ類スル行為」の中に戦時性暴力（強姦）も含まれることは、言うまでもない。また、日本軍が《掠奪、強姦、放火、拉夫》を「四悪」と呼び、その根絶をしばしば指示していたことも、殆ど報じられることはない。

《掠奪、強姦、放火、拉夫ヲ四悪ト称シ、支那人ノ最モ嫌悪スル所ナリ。日支親善上弊害大ナリ。》（第一軍『犯罪通報綴』、昭和 17 年）

また、北支那方面軍参謀長の通牒（昭和 13 年 6 月 27 日付）によれば、そもそも方面軍は強姦に対しては最初から次のような強い姿勢で臨んでいたものであり、この方針が途中で変更されて、強姦は勝手次第となった、もしくは「ジェノサイド」政策に転じたなどということは、筆者は寡聞にして聞いたことがないのである。

《各処ニ頻発スル強姦ハ単ナル刑法上ノ罪惡ニ留ラス治安ヲ害シ軍全般ノ作戦行動ヲ阻害シ累ヲ国家ニ及ホス重大反逆行為ト謂フヘク部下統率ノ責ニアル者ハ国軍国家ノ為メ泣テ馬稷ヲ斬リ他人ヲシテ戒心セシメ再ヒ斯ル行為ノ発生ヲ絶滅スルヲ要ス若シ之ヲ不問ニ附スル指揮官アラハ是不忠ノ臣ト謂ハサルヘカラス》（No.1）

山西省孟県や海南島で発生したような日本兵の性犯罪は、こうした軍の凡ゆる規律保持



の努力にも拘らず、そのコントロールの及ばない地域でのみ発生した戦争犯罪であり、飽くまで例外的な事例でしかないのである。